

仕様書

第1 件名

日本での旅の思い出は千代田から！千代田の魅力体験ツアー「Chiyoda Pop & Attractive Tour」 & 情報発信センター「Chiyoda Information Station」実証事業実施委託

第2 目的

東京・千代田区は、靖国神社、神田明神などの歴史的価値を持つ町並みや建造物、日本政治・経済の中心地区である大手町・丸の内・有楽町エリアのみならず、神田カレーグランプリ、千代田のさくらまつり、神田スポーツ祭り、岩本町・東神田ファミリーバザールなどの地域イベント、神保町の古書店街、最先端の技術とポップカルチャー文化の集う秋葉原など、伝統的なものから最先端のものまで多岐に渡る観光資源を有する。

本事業では、秋葉原およびその周辺を中心とした千代田区の魅力体験・発信するための、オリジナルツアー「Chiyoda Pop & Attractive Tour」開発を目指した体験ツアー、および将来的な情報発信センター「Chiyoda Information Station」の開設を目指したイベントを行う。

なお、本事業は、一般社団法人むらまち結び（以下「企画提案者」という。）と連携して実施する。

第3 契約期間

契約確定日の翌日から平成30年3月17日まで

第4 履行場所

東京観光財団が指定する場所

第5 事業実施スケジュール(予定)

- 8月～
 - ・体験ツアールート造成
 - ・チラシ制作
 - ・Webサイト構築
 - ・情報発信センター会場の運営準備
- 10月～
 - ・チラシの配布
 - ・Webサイトリリース
 - ・体験ツアー・情報発信センター開設（イベント）の実施
 - ・体験ツアー・イベント来場者へのアンケート調査
 - ・イベントのインターネットライブ配信実施
- 2月～
 - ・実施報告書及びツールブックの作成・提出

第6 委託内容

1 協議会の運営支援

本事業の実施に当たっては、企画提案者及び秋葉原を中心とした本事業に関連する千代田区内の各関係者からなる協議会を立ち上げ、検討会を開催すること。実施回数は年間4回程度を予定している。受託者は、検討会開催の都度、東京観光財団及び企画提案者と協議のうえ必要な資料を作成すること。なお、検討会実施後2週間以内に、議事録を提出すること。

2 オリジナル体験ツアープログラム「Chiyoda Pop & Attractive Tour」

秋葉原およびその周辺を中心とした千代田区における観光資源の体験を通じて、埋もれた観光資源・魅力の再発見に繋げるため、英語通訳を帯同させたオリジナルの体験ツアープログラムを企画・催行すること。なお、ツアーの内容は以下の留意点も含め、企画提案者および東京観光財団と協議の上決定すること。参考までに体験ツアーの企画例を記載する。

<体験ツアー案>

- ・秋葉原電気街探検&電子工作体験ツアー
(UV レジン・3D プリンター・こどもパソコンなど)
- ・メイドカフェ・コスプレ体験ツアー
- ・神保町古書店街探訪ツアー
- ・神田スポーツ祭り体験ツアー
- ・神田カレージャンプリ体験ツアー
- ・岩本町・東神田ファミリーバザールお宝発掘ツアー
- ・神田明神・靖国神社パワースポット巡り
- ・神田小川町雪だるまフェア巡り

なお、ツアー実施に際しては以下の点に留意すること。

- ①平成29年11月～平成30年2月末ごろまでに計8回(8コース)程度の日帰りツアーを実施すること。
- ②参加者は外国人とし、国籍は欧米・アジアを中心として国籍に偏りなく参加者を選定すること。また、各ツアーには通訳を同行させること。その際、対応言語は英語・中国語(繁体又は簡体)を必須とし、参加者の状況に合わせてその他の言語における通訳同行も検討すること。
- ③1回あたりの催行人数は10名程度とすること。
- ④開催に際しては、以下3.に記載の情報発信拠点「Chiyoda Information Station」設置と同日に実施し、ツアーの拠点とすること。
- ⑤ツアー行程には、以下3.①の交流会参加も含めること。
- ⑥全てのツアーに関して、ツアー内容の評価、およびインバウンド旅行客の「潜在ニーズ」を吸い上げるための、アンケートまたは意見交換会などを実施すること。
- ⑦ツアーの実施に当たっては、ツアー参加者を保証する損害賠償等に加入すること。
- ⑧ツアー実施に際しては参加者より、宿泊費、食費、交通費・輸送費の3分の1(千円未満端数は、原則、切上)の金額を参加費用として徴収すること。また、徴収分は本事業受託者の収入と

するため、企画提案の金額は、入札予定価格より、本収入分を差し引いた金額未満とすること。

3 情報発信センター「Chiyoda Information Station」

秋葉原に観光情報発信および集客イベントの開催拠点を開発し、主にインバウンド向けに秋葉原を中心とする千代田区全域における、観光資源発掘のための調査・観光情報 PR および新たな集客イベントの開発を行うこと。なお、情報発信センター「Chiyoda Information Station」の内容については以下の留意点も含め、企画提案者および東京観光財団と協議の上決定すること。

なお、実施に際しては以下の点に留意すること。

- ①平成 29 年 11 月～平成 30 年 2 月末ごろまでに計 8 回程度実施すること（2. の体験ツアーと同日開催とすること）。なお、集客総数は合計で 1,000 人程度を想定すること。
- ②実施場所は以下の場所を想定すること。但し、困難な場合は企画提案者および東京観光財団と協議の上で別会場を提案すること。
【場所】：アーツ千代田 3331 クリエイティブスタジオ
【住所】：〒101-0021 東京都千代田区外神田 4 丁目 4-9
- ③イベントは秋葉原のみならず千代田区内全域に埋もれる観光資源の PR を主とし、外国人客の来場場が見込める内容とすること。また、多言語での案内・通訳など外国人対応に配慮すること。
- ④イベント開催に際しては秋葉原を中心に活動する著名人をゲストに迎えることを想定し、イベント来場者を交えた交流会を開催すること（交流会には 2. 体験ツアー参加者も参加させること）。
- ⑤イベントの様子はインターネットライブにて配信を行うこと。
- ⑥インバウンド観光客のニーズを把握するため、イベント参加者に対して、地域資源を活かした体験ツアーやお土産品の開発につなげるための調査を行うこと。

4 広報・PR 媒体の作成・配布および開設

オリジナル体験ツアープログラム「Chiyoda Pop & Attractive Tour」および、情報発信センター「Chiyoda Information Station」の広報・PR を行うための、チラシ・ポスターの作成・配布および HP・SNS サイトを開設すること。なお、これらの実施に際しては企画提案者および東京観光財団と協議の上決定すること。

5 日本での旅の思い出は千代田から！千代田の魅力体験ツアー「Chiyoda Pop & Attractive Tour」&情報発信センター「Chiyoda Information Station」企画・造成のためのツールブック（仮）の作成

上記 1～4 を実施していく中で、整理された方策をまとめたツールブックを作成する。なお、作成に際しては次年度の事業計画実施に際して参考となる内容も含むこと。

規 格	大きさ：A 4 色：4 色カラー刷り
-----	-----------------------

	<p>使用材料：(表紙) 再生上質紙 A判 70.5kg (総合評価値 80 以上) (本文) 再生上質紙 A判 44.5kg (総合評価値 80 以上)</p> <p>仕立：くるみ表紙、無線とじ</p> <p>その他：奥付あり。原則として、背文字あり、頁番号あり</p>
その他	<p>校正：2回以上</p> <p>Rマーク：原則として、再生紙使用マーク（Rマーク）を用いて、古紙パルプ配合率等を表示すること。</p> <p>包装紙：再生紙を使用すること。</p> <p>使用する紙・インキ：東京都グリーン購入ガイド 2017 の印刷物における水準 1 を満たすこと。</p>

6 報告書類の提出

受託者は、1 から 5 の業務終了後、速やかに当該事業実施について報告すること。全体をまとめた事業実施報告書及び事業実施報告書概要版を提出すること。

(1) 事業実施報告書

記載内容については東京観光財団と協議のうえ作成すること。なお、以下の項目は必ず記載すること。なお、作成に際しては次年度の事業計画実施に際して参考となる内容も含むこと。

1 事業概要

概要（件名・事業期間・事業対象地域・企画提案者・受託事業者・事業目的）、事業内容（基本的に委託内容の項目と一致）、事業スケジュール、事業運営体制（チャート図等）

2 オリジナル体験ツアープログラム「Chiyoda Pop & Attractive Tour」の実施

3 情報発信センター「Chiyoda Information Station」の設置

4 広報・PR媒体の作成・配布および開設

5 事業の成果

6 今後の課題

7 今後の展開

8 参考資料（会議議事録等）

規格	<p>大きさ：A 4</p> <p>色：4色カラー刷り</p> <p>使用材料：(表紙) 再生上質紙 A判 86.5kg (総合評価値 80 以上) (本文) 再生上質紙 A判 57.5kg (総合評価値 80 以上)</p> <p>仕立：くるみ表紙、無線とじ</p> <p>その他：奥付あり。原則として、背文字あり、頁番号あり</p>
その他	<p>前項 5 日本での旅の思い出は千代田から！千代田の魅力体験ツアー「Chiyoda Pop & Attractive Tour」 & 情報発信センター「Chiyoda Information Station」企画・造成のためのツールブック（仮）の作成の「その他」右欄に同じ</p>

(2) 事業実施報告書概要版

記載内容については、東京観光財団と協議の上作成すること。なお、以下の項目は必ず記載すること。

- 1 現状・課題
- 2 実施内容
- 3 成果
- 4 課題
- 5 今後の課題

規 格	大きさ：A 3 頁 数：1 枚・中折片面・見開き 色 : 4色カラー刷り 使用材料：再生上質紙 A判 44.5kg (総合評価値 80 以上)
その他	前項 5 日本での旅の思い出は千代田から！千代田の魅力体験ツアー「Chiyoda Pop & Attractive Tour」 & 情報発信センター「Chiyoda Information Station」企画・造成のためのツールブック（仮）の作成の「その他」右欄に同じ

第7 納入物件

- | | |
|-------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|-----|
| 1 事業実施報告書 | 10部 |
| 2 事業実施報告書概要版 | 10部 |
| 3 「日本での旅の思い出は千代田から！千代田の魅力体験ツアー「Chiyoda Pop & Attractive Tour」& 情報発信センター「Chiyoda Information Station」企画・造成のためのツールブック（仮）」 | 10部 |
| 4 1及び2の電子データ（DVD-R等） | 2部 |
| 5 3の電子データ（DVD-R等） | 2部 |
| 6 その他、本事業で作成したもの一式の電子データ | 2部 |

なお、電子データについては、原則として、「Microsoft Word2013」、「Microsoft Excel2013」又は「Microsoft Power Point2013」のいずれかによる。それ以外の場合は、東京観光財団に協議を行うこと。

第8 業務実施上の留意点

- 1 受託者は、調査等を実施する調査員に対して、調査を漏れなく完了できるように事前に調査手順等について十分な教育を行うこと。以下について、指導・周知徹底を図り、調査を遺漏なく実施するよう努めるものとする。
 - (1) 本調査の委託者は東京観光財団であるが、実施主体は受託者であり、調査実施に係る責任は受託者にあること。
 - (2) 本調査の目的、意図、留意点等を十分に説明すること。
 - (3) 東京観光財団の調査であることを理由に協力を強制しないこと。

- (4) 調査実施の方法に配慮・工夫を行うなど、有効回答率の向上を図ること。
- (5) 調査から知り得た情報（秘密）を他に漏洩しないこと。調査終了後も同様とする。
- 2 受託者は、本事業の実施に当たっては、関係機関等との調整及び必要な申請等手続きを行うこと。
- 3 本委託事業の履行において事故が発生し、東京観光財団や第三者に損失を与えた場合、受託者はその責任を負うこと。また、本委託事業の履行において事故等が発生した場合には、その内容及び対応について速やかに東京観光財団に報告すること。
- 4 受託者は、平成 29 年 8 月から平成 30 年 3 月までの間、毎月 1 回以上、東京観光財団に対して定例報告を行うこと（定例報告会の開催）。受託者は、あらかじめ定例報告会の開催日時について、東京観光財団と協議すること。
なお、この定例報告にかかわらず、受託者と東京観光財団は双方協議のうえ、随時に打合せ等を行うことができる。
- 5 受託者は、定例報告において、調査研究の進捗状況、今後の予定等を記した書面とともに、直近の定例報告までに調査研究した結果をとりまとめた書面を東京観光財団に提出し、その内容を説明すること。
- 6 受託者は、業務の円滑な遂行に留意し、遅滞なく進めること。
- 7 受託者は、本事業目的達成のため、本事業実施の時機、手法等に十分な配慮・工夫を行うよう努めること。

第 9 権利の帰属

- 1 本委託で作成したすべての成果物の著作権（著作権法第 27 条及び第 28 条の権利を含む）は、東京観光財団又は企画提案者に譲渡すること。受託者は著作人格権の行使をしないものとする。
- 2 第三者から著作権、特許権、その他知的財産権の侵害の申立てを受けた場合、受託者の責任と費用をもって処理すること。

第 10 守秘義務の厳守

受託者は、本事業の実施に伴い知り得た業務内容及び結果等について、秘密が漏洩することのないよう十分に注意を払うとともに、以下の事項について遵守すること。

- 1 知り得た秘密を第三者に漏らしてはならないこと。
- 2 万が一、事故が発生した場合は、直ちに東京観光財団に連絡するとともに、速やかに必要な調査・報告等を行うなど、適切な処理に努めること。
- 3 本契約の履行にあたり、東京観光財団の保有する個人情報の取り扱いについては、別紙「個人情報に関する特記事項」を遵守すること。
- 4 その他、東京観光財団の指示により、必要な措置を講ずること。

第 11 支払方法

委託業務完了後に行う検査合格後、一括して支払う。

第12 その他

- 1 受託者は、東京観光財団と密接な連絡を取るとともに、適宜進捗状況を報告し、東京観光財団の確認を得ること。また、進捗状況に関する東京観光財団の指示を遵守すること。
- 2 仕様書に定めのない事項及び疑義が生じたときは、受託者は東京観光財団と十分な協議を経た上で速やかに実施すること。
- 3 受託者は、各関係機関と密接に連絡・調整等を図ること。
- 4 受託者は、業務の円滑な遂行に留意し、遅滞なく進めること。
- 5 受託者は、本事業の目的達成のため、実施の時期・手法等に十分な配慮・工夫を行うよう努めること。
- 6 環境によい自動車利用
本契約の履行に当たって自動車を使用し、又は利用する場合は、都民の健康と安全を確保する環境に関する条例（平成12年東京都条例第215号）の規定に基づき、次の事項を遵守すること。
 - (1) ディーゼル車規制に適合する自動車であること。
 - (2) 自動車から排出される窒素酸化物及び粒子状物質の特定地域における総量の削減等に関する特別措置法（平成4年法律第70号）の対策地域内で登録可能な自動車利用に努めること。
なお、当該自動車の自動車車検証（車検証）、粒子状物質減少装置装着証明書等の提示又は写の提出を求められた場合には、速やかに提示し、又は提出すること。
- 7 その他、本仕様書に記載のない事項及び疑義がある場合は、東京観光財団と協議の上実施すること。不明な点があれば、下記担当者まで連絡すること。

第13 連絡先及び納品先

東京観光財団地域振興部事業課
地域資源発掘型実証プログラム事業担当
東京都新宿区山吹町3-4-6番地6 日新ビル2階
電話（直通）03-5579-2682